

令和4年度 入札・契約、総合評価の実施方針(案) 〔工事〕

令和4年度の実施方針(案)

令和4年3月8日



国土交通省 関東地方整備局

令和4年度 入札・契約、総合評価 実施方針【工事】(案)

(主な変更点)

項目	R4実施方針	従来の実施状況
評価項目配点	<p>✓<u>変更理由、内容</u> 更なる担い手確保の観点から若手技術者活用促進のため、「若手技術者活用評価型」の配点の変更及び若手技術者の育成指導の評価項目を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(企業の技術力)工事成績 5点 ・(企業の技術力)若手技術者(35歳以下)の活用 3点 ・(配置予定技術者の技術力)同種工事の工事経験 5点 ・(配置予定技術者の技術力)優秀工事技術者表彰 3点 ・(配置予定技術者の技術力)若手技術者の育成指導 2点 【新規項目】 	<ul style="list-style-type: none"> ・(企業の技術力)工事成績 6点 ・(企業の技術力)若手技術者の活用 2点 ・(配置予定技術者の技術力)工事経験 6点 ・(配置予定技術者の技術力)優秀工事技術者表彰 4点
評価項目配点	<p>✓<u>変更理由、内容</u> 更なる地域の担い手・守り手確保のため、「自治体実績評価型」の配点の変更及び評価項目を一部追加し、名称を「自治体実績チャレンジ型」に変更。</p> <p>(企業の技術力) 30点 + (配置予定技術者の技術力) 10点 = 40点満点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(企業の技術力) 本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量 と地域貢献度(災害時の基礎的事業継続力の認定の有無)を必須評価 	<p>(企業の技術力) 20点 + (配置予定技術者の技術力) 20点 = 40点満点</p>
評価期間	<p>✓<u>変更理由、内容</u> 都県・政令市表彰の加点の公平性を図る観点から、「都県・政令市発注工事の表彰」を評価対象期間を見直し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(企業の技術力)都県・政令市発注工事の優良工事等表彰 審査基準日の月以前の1年間 ・(配置予定技術者の技術力)都県・政令市発注工事の優秀工事技術者表彰 審査基準日の月以前の4年間 <p>【施工能力評価Ⅰ型・Ⅱ型】(一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修)</p>	<p>(評価対象期間は直轄表彰に合わせ8月～7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(企業の技術力)都県・政令市発注工事の優良工事等表彰 評価期間：当該年度に受彰した各種表彰 ・(配置予定技術者の技術力)都県・政令市発注工事の優秀工事技術者表彰 評価期間：過去4年間に受彰した各種表彰
評価対象期間	<p>✓<u>変更理由、内容</u> 難工事に従事した技術者へのインセンティブ付与を図る観点から、配置予定技術者の技術力「難工事施工実績」「難工事功労表彰等」の評価対象期間を見直し。</p> <p>(評価対象) ・難工事施工実績・難工事功労表彰等：<u>現場代理人または主任(監理)技術者</u></p> <p>(評価期間) ・難工事施工実績：審査基準日の月以前の<u>4年間</u> ・難工事功労表彰等：<u>過去4年間</u>に受彰</p>	<p>(評価対象) ・難工事施工実績：主任(監理)技術者 ・難工事功労表彰等：主任(監理)技術者</p> <p>(評価期間) ・難工事施工実績：審査基準日の月以前の1年間 ・難工事功労表彰等：当該年度に受彰</p>
評価項目	<p>✓<u>変更理由、内容</u> 政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行うため技術評価点の加算点の評価項目に、「賃上げの実施に関する評価」を追加。</p> <p>※令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式による工事のうち令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る案件に適用。</p>	<p>技術評価点の加算点の評価項目 技術提案、企業の能力等、技術者の能力等</p>

入札・契約制度に関する動向と意見

動向

○労働基準法の改正、施行(平成31年4月)

⇒働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定。

※建設業についても、改正労働基準法施行の5年後に罰則付き上限規制の一般則を適用。

○「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行(令和元年6月14日)

・公共工事の品質確保、働き方改革への対応、生産性向上への取組、災害時の緊急対応の充実強化等。

○改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正(令和2年1月30日)

・都道府県や市区町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たす。

○改正品確法の理念を実現するため「全国統一指標、関東ブロック独自指標の目標値」決定(令和2年12月23日)

・全国統一指標【工事】 :①地域平準化率(施工時期の平準化)、②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)
③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

関東ブロック独自指標【工事】 :④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(予定価格の適正な設定)
⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況(適切な設計変更)

意見

■ 建設業団体等からの主な意見

○改正品確法

・災害復旧工事における、迅速かつ円滑な入札契約制度の活用

○働き方改革、担い手確保・育成、施工時期の平準化

・週休2日制適用工事の拡大、インセンティブの付与

・若者技術者の育成

・県内業者の受注機会の確保、拡大

・施工時期の平準化の促進、2ヶ年国債、ゼロ国債の一層の拡大

○品質確保、生産性向上、技術力の向上

・ICT土工などの試行工事の拡大、ICT活用技術の普及・定着

○事務負担の軽減

など

- 不調不落件数の増加
- 激甚化する災害

令和4年度 入札・契約、総合評価の実施方針に反映
ポイント 1. 基本方針(案)に基づき対応
2. 担い手確保・育成、不調不落対策

【令和4年度 総合評価実施方針について】

I. 令和4年度の基本方針(案)

II. 基本方針に基づく取り組み

1. 透明性の確保
2. 効率的な事務手続き
3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保
4. 維持管理面を重視した工事の品質確保
5. 実施方針の適用時期

I．令和4年度の基本方針(案)

令和4年度の基本方針(案)

入札・契約及び総合評価落札方式については、「透明性の確保」、「効率的な事務手続き」、「企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保」、「維持管理面を重視した工事の品質確保」が図られるよう適正に実施する。

なお、実施に当たっては、改正品確法の基本理念、働き方改革の促進、建設現場の生産性向上(平準化・ICT技術)、社会情勢、建設産業の動向を踏まえ対応を図るものとする。

II. 基本方針に基づく取り組み

II. 基本方針に基づく取り組み

入札・契約及び総合評価落札方式については、「透明性の確保」、「効率的な事務手続き」、「企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保」、「維持管理面を重視した工事の品質確保」が図られるよう適正に実施する。

なお、実施に当たっては、改正品確法の基本理念、働き方改革の促進、建設現場の生産性向上(平準化・ICT技術)、社会情勢、建設産業の動向を踏まえ対応を図るものとする。

1. 透明性の確保

- ①令和4年度入札・契約の実施方針《見直し》
- ②一般競争入札方式（同時提出型）の実施《継続》
- ③技術提案書の評価の詳細な通知の試行《継続》

2. 効率的な事務手続き

- ①総合評価落札方式の実施方針《見直し》

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- ①地域要件の設定《見直し》
- ②評価配点《見直し》
- ③ダンピング受注対策《見直し》
- ④各施策と多様な入札・契約、総合評価の取組《見直し》
- ⑤不調・不落対策《継続》
- ⑥多様な入札契約制度の取組《継続》
- ⑦多様な総合評価型式の取組《見直し》

4. 維持管理面を重視した工事の品質確保

- ①維持修繕工事における取組《継続》
- ②維持管理付き工事発注方式《継続》
- ③参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定《継続》
- ④地域維持型JVの活用《継続》

1. 透明性の確保

目 次

- ① 令和4年度入札・契約の実施方針 ······ P 8
- ② 一般競争入札方式（同時提出型）の実施 ······ P 9
- ③ 技術提案書の評価の詳細な通知の試行 ······ P 10

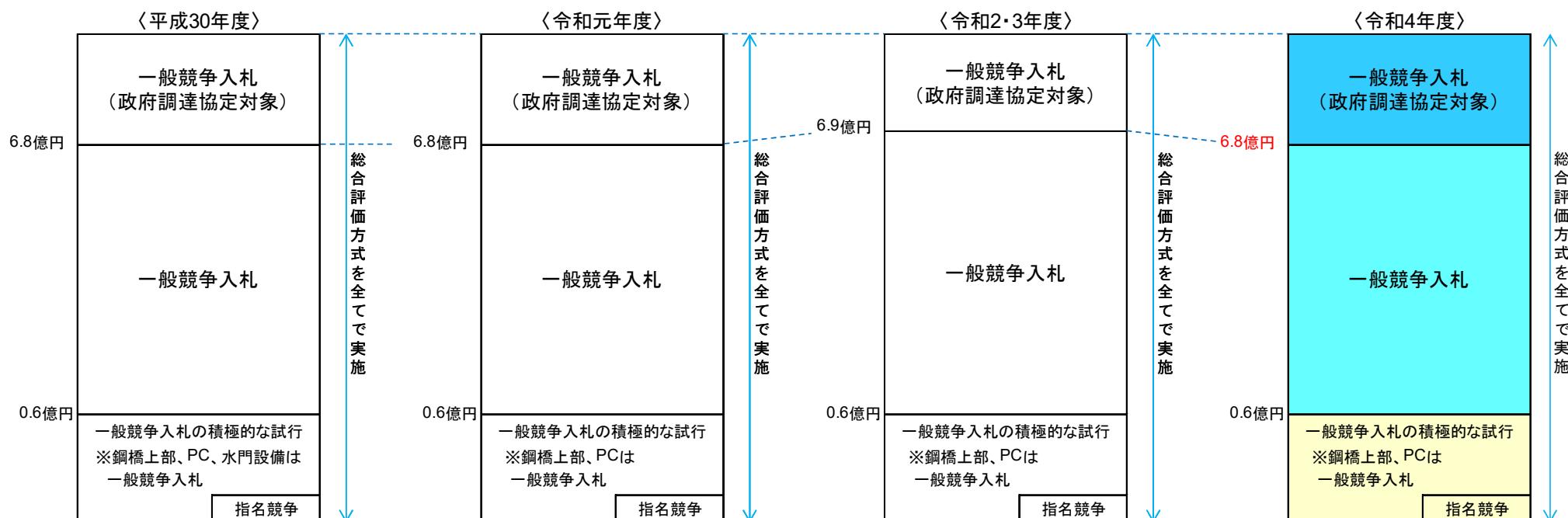
1. 透明性の確保

① 令和4年度 入札・契約の実施方針

《見直し》

【入札・契約】

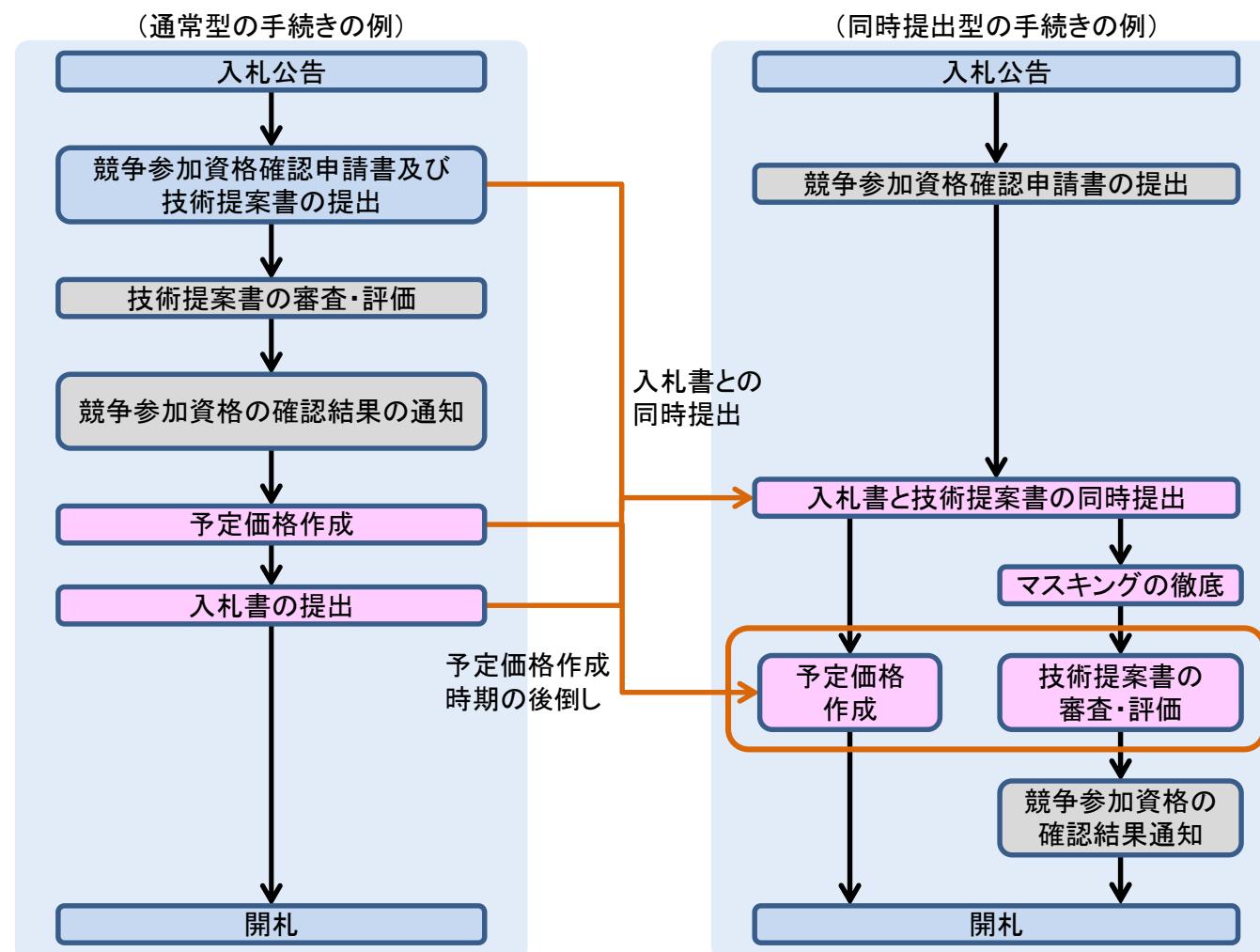
1. 一般競争入札(政府調達協定対象)
対象金額は**6.8億円以上**
2. 一般競争入札
6千万円以上の工事が対象(港湾空港関係は5千万円以上)
※ただし鋼橋上部・PCは全て対象
※また、6千万未満の工事についても積極的に一般競争入札を試行
3. 通常指名競争入札は、引き続き原則廃止(災害等除外)
4. 総合評価落札方式
原則全ての工事で実施
※ただし、緊急工事や工事成績を付けない作業(工事)については、除くことも可能



② 一般競争入札方式(同時提出型)の実施

《継続》

1. 発注者綱記保持の徹底
2. 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度の実施。
【対象工事】施工能力評価型における一般土木(予定価格6千万円以上3億円未満)を対象
3. 技術提案書における業者名のマスキングの徹底



③ 技術提案書の評価の詳細な通知の試行

《継続》

《技術提案書の評価の詳細な通知の試行(採否の通知)》

目 的：総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため実施

実施方針：本官工事で原則、全件実施

2. 効率的な事務手続き

目 次

①-1 総合評価落札方式の実施方針

《継続》

平成24年2月28日に本省で開催された「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」において、総合評価落札方式改善の方針が下記のように示された。

- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

総合評価落札方式の形式は、施工能力を評価する「施工能力評価型」と、施工能力に加え技術提案を求めて評価する「技術提案評価型」の二区分とした。



令和4年度は引き続き、
「施工能力評価型」、「技術提案評価型」を実施する。

①-2 総合評価落札方式の実施方針

《継続》

	施工能力を評価する		施工能力に加え、技術提案を求めて評価する	
提案内容	求める (実績のみで評価)	施工計画	特に配慮すべき事項への施工上の工夫について、提案を求める工事	技術提案評価型
評価方法	可・不可の二段階で評価		部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替も可)	特に配慮すべき事項に対する施工上の工夫に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
段階選抜	実施しない		点数化	
予定価格	標準案に基づき作成		必要に応じて実施	必須
	II型	I型	S型	AⅢ型
				AⅡ型
				AⅠ型

①-3 総合評価落札方式の実施方針

《見直し》

※本省ガイドラインの改訂等があった場合には対応を図る。

1. 評価形式の区分は本省ガイドライン(平成28年4月)のとおり。

2. 不調・不落対策

- ・不調不落が予想される工事において施工体制の確保を図るため、「フレームワークモデル工事(地域防災実績評価型)」「公募型指名競争入札方式(地域防災実績評価型・実績評価型)」の試行を継続する。
- ・「余裕期間制度の原則活用」、「不調随契等の適切な活用」及び「地域防災担い手確保型」の積極活用を行う。
- ・難工事に従事した技術者へのインセンティブ付与を図る観点から、配置予定技術者の技術力「難工事施工実績」「難工事表彰等」の評価対象及び対象期間を見直し
- ・都県・政令市表彰の加点の公平性を図る観点から、施工能力評価Ⅰ型・Ⅱ型において「都県・政令市発注工事の優良工事等表彰」の評価対象期間を審査基準日の月以前1年間に受賞した各種表彰、「都県・政令市発注工事の優秀工事技術者表彰」の評価対象期間を審査基準日の月以前4年間に受賞した各種表彰に変更(一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修)

3. 担い手育成・確保対策の推進

- ・「若手技術者活用評価型」、「技術者育成型」、「地域防災担い手確保型」の積極活用を行う。
- ・「若手技術者活用評価型」による現場配置の促進及び「技術者育成型」において育成企業の評価を実施する。
- ・青年技能者の活用促進のため、「登録基幹技能者等の活用」に建設ジュニアマスターを評価対象に追加
- ・「工事成績相互利用型」(営繕工事対象)を本実施に移行

4. 受発注者双方の事務負担軽減

- ・「段階的選抜方式」、「一括審査方式」、「技術提案簡易評価型」の積極的に実施する。

5. 技術提案評価型の技術提案において、生産性向上の観点をテーマに設定し、技術審査で新技術の活用を評価する。

6. 自由設定項目の「重点施策項目」について、「ICT施工技術の活用」、「難工事施工実績」(必須)、「難工事功労表彰等」(必須)、「若手技術の活用及び資格」を設定する。

7. その他については、引き続き、企業、技術者の能力等の評価において、「同種工事の施工実績(経験)、工事成績、優良工事表彰、優秀工事技術者表彰」を基本として設定するとともに、賃上げの実施に関して評価する。
加算点算出方法は素点計上方式とする。

2. 効率的な事務手続き

①-4 総合評価落札方式の実施方針 (技術評価点の配点方針)

《見直し》

- 1) 技術評価点の加算点の評価項目は、技術提案、企業の能力等、技術者の能力等、**賃上げの実施に関する評価**とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」とおりとする。
- 2) このうち、「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合は同じことを基本とするが、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とする。(選択)
- 3) 加算点の算出方法は、各評価項目の評価点(素点)の合計点で技術評価する素点計上方式を採用する。
- 4) 地域密着工事型の地域精通度・貢献度等については、企業の能力等の中で評価し、配点は8点とする。

<配点割合>

■ 施工能力評価型 I型・II型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40《30》※3(30)※4		総合評価対象 3《2》※3(2)※4
施工計画※1	企業の能力等※2 20《20》※3(15)※4	技術者の能力等 20《10》※3(15)※4	賃上げの実施に関する評価 3《2》※3(2)※4

※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない(施工能力評価型 I型)。

※2 地域密着工事型の地域精通度・貢献度等については、企業の能力等の中で評価し、配点は8点とする。

※3 《 》の配点は、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とし、《 》内の点数とする。

※4 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。

■ 技術提案評価型 (WTO以外) S型

	総合評価対象 60(50)※1			総合評価対象 4(3)※1
	段階的選抜対象 30(20or30)※1			
技術提案 30(30or20)※1	企業の能力等 15(10or15)※1	技術者の能力等 15(10or15)※1	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	
(WTO対象)	総合評価対象 60(50)※1	段階的選抜対象 30	総合評価対象 4(3)※1	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1
	技術提案 60(50)※1	企業の能力等※2 15	技術者の能力等※2 15	

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。

※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、ヒアリング及び施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。

■ 技術提案評価型 A型

総合評価対象 70(50)※1	段階的選抜対象※3 40or60			総合評価対象 4(3)※1
技術提案 70(50)※1	簡易な技術提案※2 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。

※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。

※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、**賃上げの実施に関する評価**と施工体制(選択)のみを評価項目とする。

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

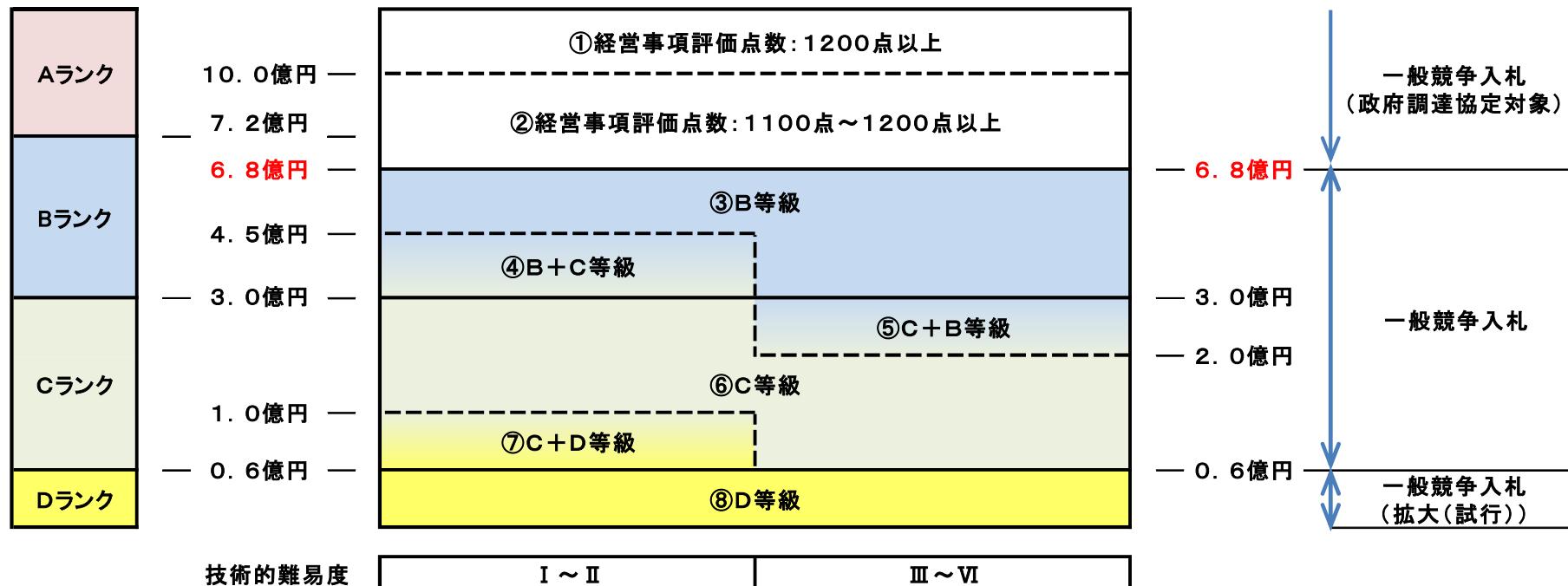
目 次

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

① 地域要件の設定

《見直し》

<一般土木の場合>



<地域要件(本店等の所在地)>

①②:WTO対象のため地域要件は付さない

③:関東管内に本店・支店・営業所

④:B業者については関東管内に本店・支店・営業所

C業者については施工都県内(又は施工箇所等から〇km以内)に本店

⑤:C業者については施工都県内(又は施工箇所等から〇km以内)に本店・支店・営業所

B業者については施工都県内(又は施工箇所等から〇km以内)に本店・支店・営業所

⑥:施工都県内(又は施工箇所等から〇km以内)に本店・支店・営業所

⑦:C業者、D業者ともに施工都県内(又は施工箇所等から〇km以内)に本店

⑧:施工都県内(又は施工箇所等から〇km以内)に本店

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のようないくつかの運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級:直近、上下位を対象とすることも可能
- ・本店縛り:本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

②-1 評価配点

《見直し》

【施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型】

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	【標準タイプ】						【地域密着工事型】					
			施工能力評価型Ⅰ型			施工能力評価型Ⅱ型			施工能力評価型Ⅰ型			施工能力評価型Ⅱ型		
			満点	評価点	選択									
①施工計画	簡単な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。または、関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である。 ※必要に応じて配置予定技術者のヒアリング	可・不可(欠格)	◎					可・不可(欠格)	◎				
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	5	◎		5	◎		2	○		2	○	
		②工事成績 ・当該工事種別での過去3年間の工事成績評点の平均点(関東地整発注) ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評点(同一機関:2件)の平均点(都県・政令市発注) ^{※1} (※国成績を有している企業は、国の成績で評価)	6	◎		6	◎		3	◎		3	◎	
		③工事成績(減点要素)(65点未満の場合) 当該工事種別のみ適用とし、適用期間は審査基準日の月から過去1年間[事故減点は原則適用外]	0~5	◎		0~5	◎		0~5	◎		0~5	◎	
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 ・全ての工事種別を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去1年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ^{※1}	3	◎		3	◎		2	◎		2	◎	
		○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注)	0~12	◎		0~12	◎		0~12	◎		0~12	◎	
	地域精通度 地域貢献度	⑤事故及び不誠実な行為							2	◎		2	◎	
		⑥地域精通度(近隣地域での施工実績) 過去10年間の施工実績							2	◎		2	◎	
		⑦地域精通度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地							2	◎		2	◎	
		⑧地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定							2	◎		2	◎	
		⑨地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去5年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績							2	◎		2	◎	
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	⑩自由設定項目 ※R4重点施策項目から1つ以上選択	6	○		6	○		5 or 7	○		5 or 7	○	
		⑪同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績 ※2 ①段階評価時:6点 ②段階評価時:3点のどちらか選択可能	6 《3》	◎										
		⑫同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) ・過去4年間の施工実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局発注) ・対象の都県・政令市発注工事の過去4年間の施工実績(都県・政令市発注) ^{※1}	6 《3》	◎										
		※2 ①で①③段階評価時の場合:6点 ②で②段階評価時の場合:3点							6 《3》	◎		6 《3》	◎	
		⑬優秀工事技術者表彰 ・過去4年間で表彰(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去4年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ^{※1} ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績 ※2 ①で①③段階評価時の場合:4点 ②で②段階評価時の場合:2点	4 《2》	◎										
	自由設定項目	⑭自由設定項目 ※2 ①で①③段階評価時の場合:4点 ②で②段階評価時の場合:2点	4 《2》	○										
		小計	40 《30》			40 《30》			40 《30》			40 《30》		
		④賃上げの実施に関する評価 賃上げの実施を表明した企業等							3《2》					
		賃上げ基準に達していない場合等(減点)							-4《-3》					
		合計	43 《32》			43 《32》			43 《32》			43 《32》		

※1 都県・政令市発注工事の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別。

※2 「配置予定技術者の能力_⑪同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする。(選択)

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

②-2 評価配点

《見直し》

【技術提案評価型S型】

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	技術提案評価型S型(WTO以外)			技術提案評価型S型(WTO)				
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択		
①技術提案	施工計画		30 (15) ()は2項目設定した場合	30 (15) ◎原則1項目 (工事内容により2項目設定)		30 (15) ()は2項目設定した場合	30 (15) ◎原則1項目 (工事内容により省略又は2項目を設定)			
	VE提案等の技術提案									
	工事全般の施工計画					30 (60) (VE提案を省略した場合は()とする)	30 (60) (VE提案を省略した場合は()とする)	◎1項目必須		
	ヒアリング ※必要に応じて実施					※	○			
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	15	4	◎					
		②工事成績 当該工種での過去3年間の工事成績評点の平均点(関東地整発注)		4	◎					
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合) 当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。 事故減点は原則適用外		0～-5	◎					
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 全ての工種を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注)		2	◎					
		○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注)		0～-12	◎					
		○国土技術開発賞の受賞 過去3年間の国土技術開発賞(最優秀賞、優秀賞、特別賞)の受賞の有無		5	○					
		⑤事故及び不誠実な行為								
		⑥自由設定項目								
		⑦同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績		4	◎					
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	⑧同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) 過去4年間の実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合開発局発注)		4	◎					
		⑨優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注) ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		3	◎					
		⑩自由設定項目		4	○					
		小計		60		60(60)				
	④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		4(4)						
		賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-5(-5)						
		合計		64		64(64)				

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

②-3 評価配点

《見直し》

【フレームワークモデル工事、公募型指名競争】(試行)

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	フレームワークモデル工事 公募型指名競争		
			満点	評価点	選択
①施工計画	簡易な施工計画				
②企業の技術力	企業の施工能力		10		
	地域精通度 地域貢献度	①地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去5年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績		10	◎
	自由設定項目				
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力				
	自由設定項目				
小計			10		
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等			1	
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)			-2	
合計			11		

②-4 評価配点(自由設定項目)

《継続》

企業の技術力

自由設定項目【最大6点(地域密着型は5点 or 7点)】

★:R4重点施策項目

- ①工事成績優秀企業認定
- ②優良下請表彰企業の活用
- ③当該工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用
- ★ ④ICT施工技術の活用(「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT浚渫工」)
 - ※「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT浚渫工」に関する発注方式が「施工者希望I型」の場合、必須項目
- ⑤ISO認証取得状況
- ★ ⑥難工事施工実績【必須】
- ★ ⑦難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰等【必須】
- ⑧登録基幹技能者等の活用
- ⑨災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定
- ★ ⑩若手技術者(35歳以下)の活用及び資格【最大2点】
 - ⑪本発注工事に対応する手持ち工事量【最大2点】
 - ⑫ワーク・ライフ・バランス関連認定制度(段階的選抜方式(一般土木A等級、建築A等級)で必須)
 - ⑬週休2日制適用工事の施工実績【4週8休以上の取組証:2点、4週8休未満の取組証:1点】
 - ⑭女性技術者の活用
 - ⑮「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事(段階的選抜方式(一般土木A等級)で必須)
 - ⑯その他自由項目
 - ※⑩・⑪の配点は最大2点とし、それ以外の項目の配点は1点とする。
 - ※⑬の配点は、4週8休以上の取組証:2点、4週8休未満の取組証:1点とする。

技術者の技術力

自由設定項目【最大4点《最大2点》※】※「配置予定技術者の能力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時

- ①資格(As舗装工事は、必須項目)
- ②過去の同種工事の工事経験
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④難工事施工実績
- ⑤難工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰等
- ⑥高度マネジメント経験(段階的選抜方式で選択)
- ⑦その他自由項目
 - ※各項目の配点は1点とする。

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

②-5 評価配点

《見直し》

港湾空港関係【施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型】

◎:必須
○:選択

項目	細目	評価項目例	施工能力評価Ⅰ型			施工能力評価Ⅱ型			
			満点	評価点	必須／選択	満点	評価点	必須／選択	
①技術提案	標準的な施工計画	関係法令、共通仕様書等に準拠した施工計画	可・不可(欠格)			◎			
②企業の技術力	企業の施工能力	1)同種工事の施工実績(設計規模) 過去15年間の施工実績	20	6	◎	20	6	◎	
		2)工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点		6	◎		6	◎	
		3)工事成績(評価減点)(65点未満の場合)		0～5	◎		0～5	◎	
		4)優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無 i-Construction大賞(国土交通大臣表彰)の有無		3	◎		3	◎	
		5)安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)		0～12	◎		0～12	◎	
		6)事故及び不誠実な行為		1～5	○		1～5	○	
		7)自由設定項目Ⅰ		0～4	○		0～4	○	
	地域精通度・貢献度	8)自由設定項目Ⅱ							
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	1)同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	20	7	◎	20	7	◎	
		2)同種工事の工事成績(資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点		7	◎		7	◎	
		3)優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		4	◎		4	◎	
		4)自由設定項目Ⅲ		2	○		2	○	
		小計		40			40		
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		3						
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-4						
合計			43			43			

※上記評価型式の他に以下の評価型式を実施する。

・施工能力評価 施工計画重視型 :企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で的確な施工を行う能力を有しているかを、簡易的な施工計画を求めて確認する工事に適用させる。

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

②-6 評価配点

《見直し》

港湾空港関係【技術提案評価型S型】

◎:必須
○:選択

項目	細目	評価項目例	技術提案評価S型(WTO以外)			技術提案評価S型(WTO)			
			満点	評価点	必須／選択	満点	評価点	必須／選択	
①技術提案	標準的な施工計画	関係法令、共通仕様書等に準拠した施工計画	30	30 (15×2) 原則1項目(工事内容 により2項目設定)	○				
	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項			○				
	VE提案等の技術提案	個別VEテーマの施工計画				60	0~40	○	
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項事項等の技術的所見					20~60	◎	
	ヒアリング ※必要に応じて実施	配置予定技術者へのヒアリング			○			○	
②企業の技術力	企業の施工能力	1)同種工事の施工実績(設計規模) 過去15年間の施工実績	15	4	◎				
		2)工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点		4	◎				
		3)工事成績(評価減点)(65点未満の場合)		0~-5	◎				
		4)優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無 i-Construction大賞(国土交通大臣表彰)の有無		2	◎				
		5)安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)		0~-12	◎				
		6)事故及び不誠実な行為		0~5	○				
		7)自由設定項目 I		0~5	○				
		8)自由設定項目 II		0~5	○				
③配置予定技術者 の技術力	配置予定技術者の能力	1)同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	15	5	◎				
		2)同種工事の工事成績(資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点		5	◎				
		3)優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		3	◎				
		4)自由設定項目 III		2	○				
小計			60			60			
④賃上げの実施 に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		4						
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-5						
合計			64			64			

②-7 評価配点(自由設定項目)

《見直し》

港湾空港関係

企業の技術力

自由設定項目Ⅰ(「企業の施工能力」において最大5点)

- ①当該工事に使用する作業船舶の保有状況
- ②ISO認証取得状況
- ③当該工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用
- ④登録海上起重基幹技能者の活用
- ⑤建設マスター、建設ジュニアマスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)の活用
- ⑥ICT活用工事(ICT活用計画)

自由設定項目Ⅱ(「地域精通度・貢献度」において最大5点)

- ①東京湾再生推進のための環境活動状況
- ②災害時の事業継続力の認定状況
- ③災害協定締結の有無
- ④ボランティア活動による地域貢献の実績
- ⑤地元企業活用状況
- ⑥地元資材活用状況
- ⑦施工都県内における本店(支店)所在の有無
- ⑧災害時に必要となる作業船の保有
- ⑨地元作業船の活用(技術提案評価型S型を対象)

技術者の技術力

自由設定項目Ⅲ(最大2点)

- ①資格(海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者・海洋・港湾構造物設計士)
- ②同種工事の役職経験(過去4年度の役職経験)
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④配置予定技術者の当該エリアにおける工事実績(技術提案評価型S型を対象)

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

③ ダンピング受注対策

《見直し》

	R2・3年度	R4年度～	
	関東地方整備局	関東地方整備局	本省
低入札調査制度	1千万円以上 (原則全工事種別)	1千万円以上 (原則全工事種別)	1千万円以上 (原則全工事種別)
低入札調査制度 (特別重点調査) [試行]	6千万円以上 (原則全工事種別、一般競争) (港湾空港関係は、1千万円以上全工事種別) 6千万円未満は試行	6千万円以上 (原則全工事種別、一般競争) (港湾空港関係は、1千万円以上全工事種別) 6千万円未満は試行	1億円以上 (全工事種別) 1億円未満は試行
施工体制確認型 総合評価落札方式 [試行]	1千万円以上 (原則全工事種別、一般競争)	1千万円以上 (原則全工事種別、一般競争)	1億円以上 (全工事種別) 1億円未満は積極的活用
入札ボンド	3.0億円以上 (一般土木、建築) 6.9億円以上 (一般土木、建築以外)	3.0億円以上 (一般土木、建築) 6.8億円以上 (一般土木、建築以外)	3.0億円以上 (一般土木、建築) 6.8億円以上 (一般土木、建築以外)

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

④ 各施策と多様な入札・契約、総合評価の取組

《見直し》

施策・取組の目的	入札・契約方式	
	総合評価方式	その他
不調・不落対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域防災担い手確保型」の積極活用 ・フレームワークモデル工事及び公募型指名競争における「地域防災実績評価型」の試行 ・公募型指名競争における「実績評価型」の試行 ・「難工事指定」、「難工事表彰」を加点評価(必須) 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算における不調不落対策(見積活用方式、間接工事費実績変更、日当たり作業量の補正、工期を考慮した積算(建築)、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等)を適切に実施 ・余裕期間制度の原則活用及び不調随契等の適切な活用 ・災害復旧工事における随意契約、指名競争入札の実施 ・「フレームワークモデル工事」、「公募型指名競争」の試行
担い手 育成・確保	担い手確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域密着工事型」、「自治体実績チャレンジ型」、「技術提案チャレンジ型」、「地域防災担い手確保型」の積極活用 ・「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行
	若手技術者の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「若手技術者活用評価型」による現場配置の促進及び「技術者育成型」において新たに育成企業の評価を実施
	技能労働者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定専門工事審査型」の活用 ・登録基幹技能者等活用の加点評価
働き方改革	受発注者双方の事務負担軽減(書類の簡素化等)	<ul style="list-style-type: none"> —
	週休2日の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・週休2日取組実績を段階的に加点評価
	ワークライフバランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランス関連認定企業を評価(WTO、一般土木A、建築A)
品質確保、生産性向上、技術力の向上	新技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「新技術導入促進評価型」の積極活用等 ・技術提案において新技術活用を高評価
	i-constructionの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT施工技術活用を加点評価
	施工時期の平準化	<ul style="list-style-type: none"> —
	生産性、技術力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業促進PPP実績を加点評価 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の認定実績及び表彰を加点評価

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑤ 不調・不落対策

《継続》

積算に関する対策及びその他の対策により不調・不落対策の実施を徹底していく。

【積算に関する不調・不落対策】

対策内容	対策の概要	R4年度 実施方針(案)
見積活用方式【試行】 (平成19年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 個別の現場条件が反映しきれない、実勢価格の変化が激しいなど標準積算との乖離が生じる項目について見積りを求める。 	継続
間接工事費実績変更【試行】 (平成20年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議などの要因により乖離が予想される工種について、妥当性を確認し変更契約する。 	継続
日当たり作業量の補正【試行】 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 政令市等における工事において、現場条件等により作業効率が低下することへの対応として日当たり作業量の補正を行う。 	継続
工期を考慮した積算《建築関係》 (平成23年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事規模に対して工期の長い改修工事等においても適切に共通費を算定する。 発注者に帰責事由がある場合の工期延期に伴う増加費用の追加を可能とする。 	継続
地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更【試行】 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要となる分を、設計変更できる。 	継続
遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫が生じ、遠隔地から調達せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行える。 	継続
施工箇所が点在する工事の間接費の積算 (平成22年度～ 平成31年2月一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所が点在する工事については、施工箇所が1kmを超えて点在する工事もしくは地域の交通環境から異なる施工箇所と見なすことが適当な工事を対象に共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する 	継続

【その他の不調・不落対策】

対策内容	対策の概要	R4年度 実施方針(案)
余裕期間制度の活用 (平成25度～ 令和元年11月一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。(契約毎に6ヶ月を越えない範囲) 余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。 	継続
不調随契の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> 入札不調により契約に至らない工事について、一定条件を満たす場合には、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる随意契約(不調随契)を適切に実施。 	継続

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑥ 多様な入札契約制度の取組

《継続》

不調・不落対策、施工時期の平準化

取組内容	取組の概要	R4年度 実施方針(案)
⑥-1 余裕期間制度 (平成25度～ 令和元年11月一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。(契約毎に6ヶ月を越えない範囲) 余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。 	継続 (原則活用)
⑥-2 フレームワークモデル工事 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 該当する複数の工事について予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加候補者名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式。 	継続

担い手育成・確保

取組内容	取組の概要	R4年度 実施方針(案)
⑥-3 監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。 交代時期以降は育成技術者に交代することができる。 	継続
⑥-4 女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加要件として、主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者または若手技術者の配置を求める方式。 工事実績評価期間について、産休・育児休暇を考慮。 	継続

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑥ 多様な入札契約制度の取組

《継続》

受発注者双方の事務負担軽減

取組内容	取組の概要	R4年度 実施方針(案)
⑥-5 段階的選抜方式 (平成22年度～ 平成30年10月一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、そこで選抜された者に対して二次審査を行う方式。 対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。 1次選抜者数の拡大のため、チャレンジ枠を設定。 	継続
⑥-6 一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。 	継続
⑥-7 簡易確認型 (平成28年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。 	継続
⑥-8 技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。 	継続

生産性向上、技術力の向上

取組内容	取組の概要	R4年度 実施方針(案)
⑥-9 技術提案・交渉方式 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 仕様の確定が困難である工事において、技術提案を公募、その審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定し、工法、価格等の交渉結果を踏まえて仕様を確定するとともに、予定価格を定め契約する方式。 	継続

⑥-1 余裕期間制度(施工時期の平準化、不調・不落対策)

《継続》

【概要】

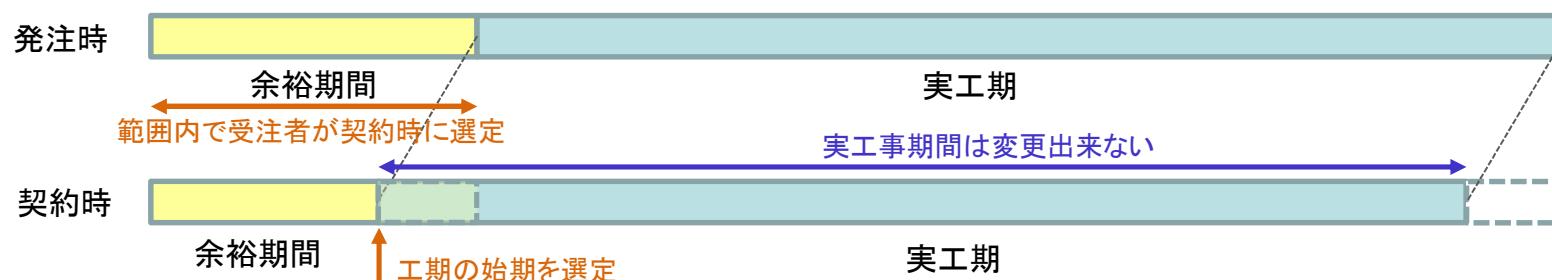
受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。(契約毎に6ヶ月を越えない範囲)※令和元年11月より見直し
余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。

■余裕期間制度

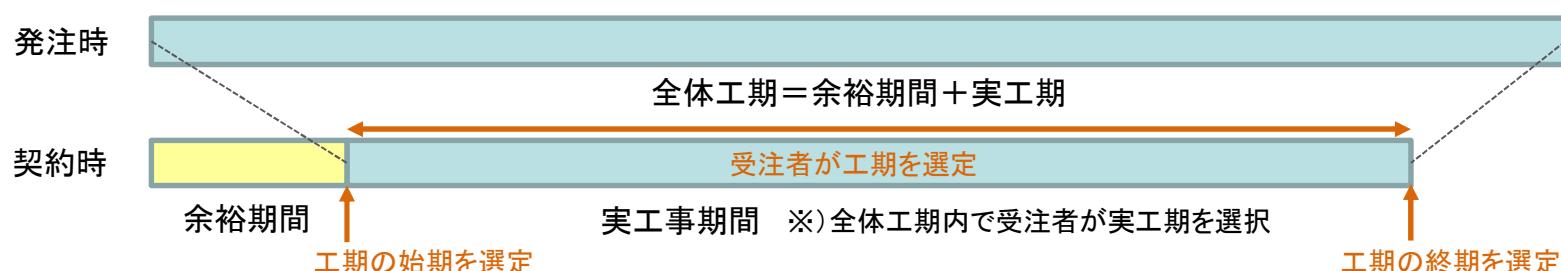
①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



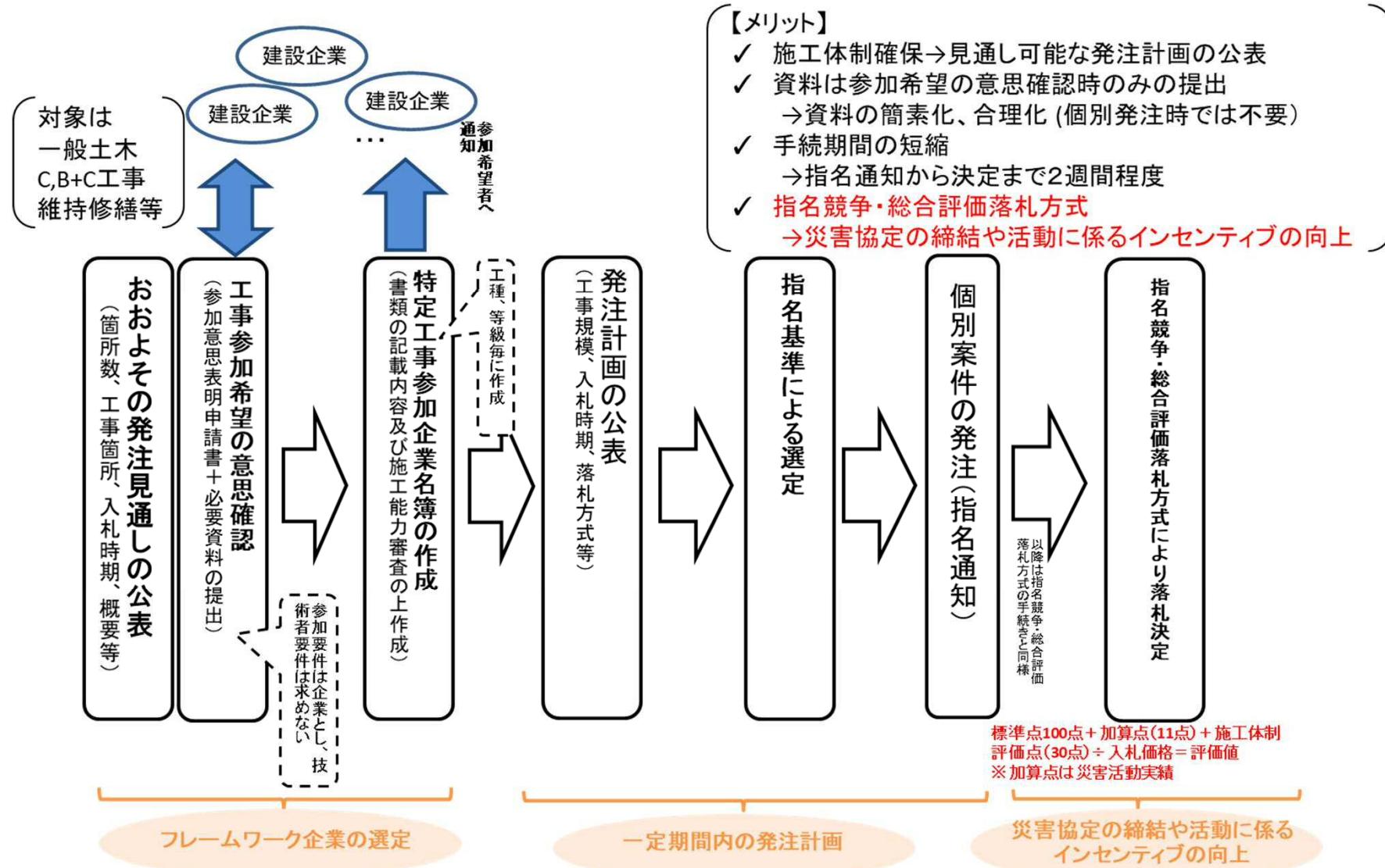
3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑥-2 フレームワークモデル工事(施工時期の平準化、不調・不落対策)

《継続》

【概要】

該当する複数の工事について予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加候補者名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式。



3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑥-3 監理技術者育成交代モデル工事(担い手の確保・育成)

《継続》

【目的】

豊富な工事経験のある技術者(以下、「主任(監理)技術者」という。)が、入札参加資格要件で求めた同種工事を施工中に、同種工事経験の無い技術者(以下、「育成技術者」という。)を指導・監督することで技術者の育成を図り、将来の担い手を確保するとともに、良好な品質の社会資本を持続的に社会に供給できる体制を確保する。

【概要】

主任(監理)技術者の専任期間において、当該工事と同様の河川分野や道路分野といった公共事業での経験がある育成技術者を配置できるものとし、施工上一定の区切りとみなせる時期以降においては、育成技術者に交代することができる。

【対象工事】

「一般土木工事」「鋼橋上部工事」「プレストレス・コンクリート工事」を対象

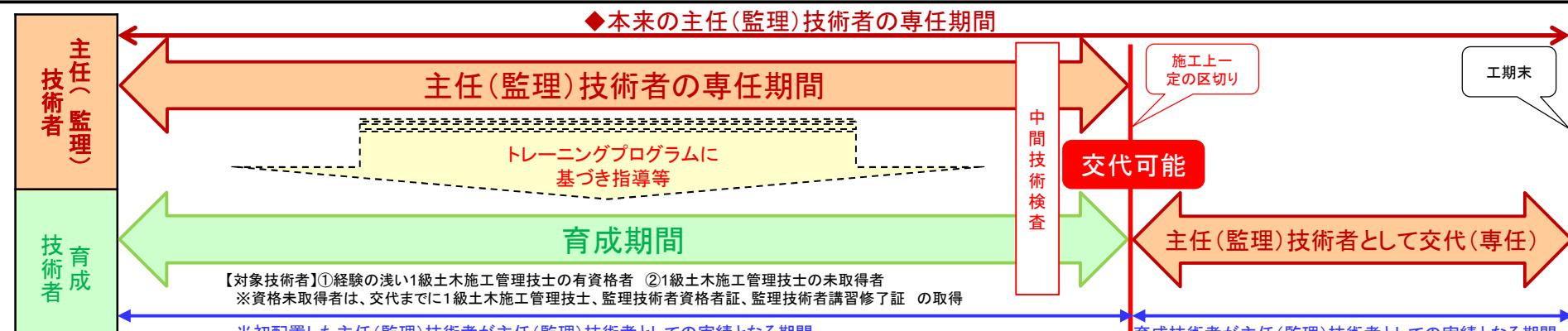
【対象技術者】

- ①経験の浅い1級土木施工管理技士の有資格者 ②1級土木施工管理技士の未取得者

【技術者交代要件】(詳細時期は監督職員と協議して決定)

- ・主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者として当該工事に従事(育成期間)。
- ・交代までに、1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得。
- ・技術力を習得するために育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載。
- ・交代する前に中間技術検査を実施。

※監督職員は育成期間中に、検査官は中間技術検査時にトレーニングプログラムの実施状況を確認。



⑥-4 女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事(担い手の確保・育成)

《継続》

【目的】

女性または若手技術者の建設産業への入職促進や就労継続等に向けた環境整備を推進する。

【概要】

主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに、女性技術者または40歳以下の若手技術者の配置を入札参加要件として求める方式。

【資格要件】

◇配置要件

- ・入札参加要件として、主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者または40歳以下の若手技術者を配置。
- ・女性技術者または40歳以下の若手技術者が担当技術者の場合は、契約工期の半分以上配置すること。
- ・現場代理人、担当技術者の資格は不問。

◇地域要件

- ・施工都県内に本店・支店・営業所を有すること。

【総合評価における配慮】

◇評価点配分

- ・施工能力評価型Ⅱ型(地域密着型)を採用。

◇実績への配慮

- ・技術者の工事実績評価期間については、産休・育児休暇を考慮。

【施設・設備費の計上】

◇環境整備への配慮

- ・女性技術者の配置に資する施設・設備については、協議により実績変更できる。

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

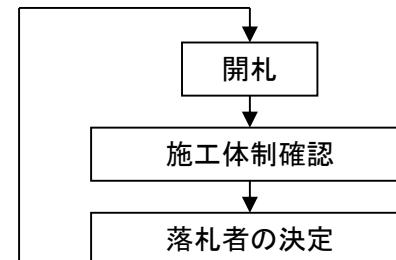
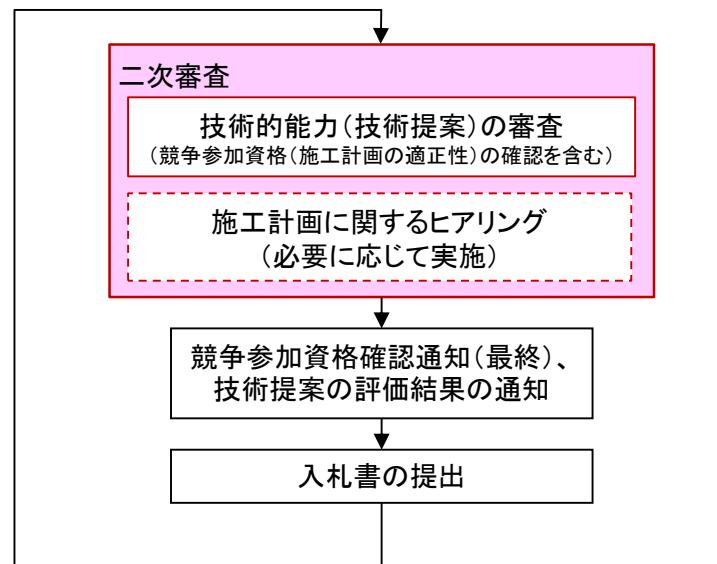
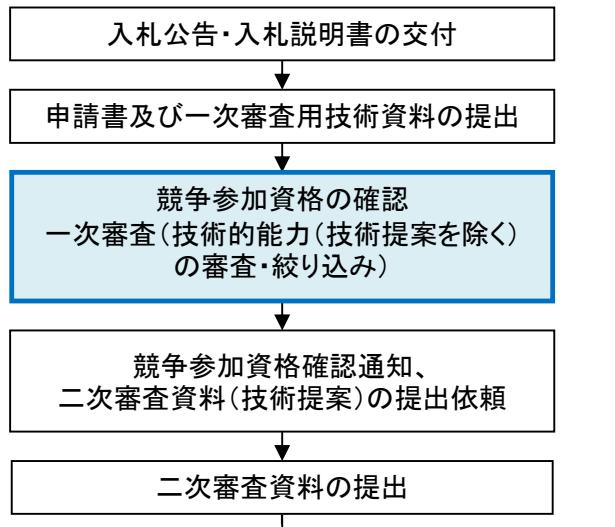
⑥-5 段階的選抜方式(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】 受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、そこで選抜された者に対して二次審査を行う方式。
なお、一次審査で選抜されなかった参加者は、配置予定技術者の拘束時間の短縮につながる。

【対象工事】 ○工事種別:全工事種別 ○技術提案評価型S型、A型(競争参加者が多く見込まれる工事)

【手続きフロー】



【配点表】

評価項目	WTO以外			WTO		
	通常方式	段階選抜方式		通常方式	段階選抜方式	
		一次審査	二次審査		一次審査	二次審査
企業の技術力	15点	15点			15点	
配置予定技術者の技術力	15点	15点			15点	
技術提案	30点		30点	60点		60点
評価値算定における加算点 (技術評価点)	60点	60点		60点		60点

【選抜者数の基本的な考え方】

一括審査の適用	一次審査による選抜者数
なし	5~10者
あり	10~15者

«段階的選抜方式(チャレンジ枠)【試行】»

○一次選抜者数の拡大

平成30年10月~

- 最低10者選抜は固定
- 競争参加者のうち、競争参加資格を有している者数に応じて、一次選抜者数を増やす
⇒10者を超えた者の半数(切り上げ)

(例) 競争参加者数21者の場合(全ての者が
競争参加資格有)

$$\Rightarrow 10(\text{固定}) + (21 - 10) \times 0.5$$

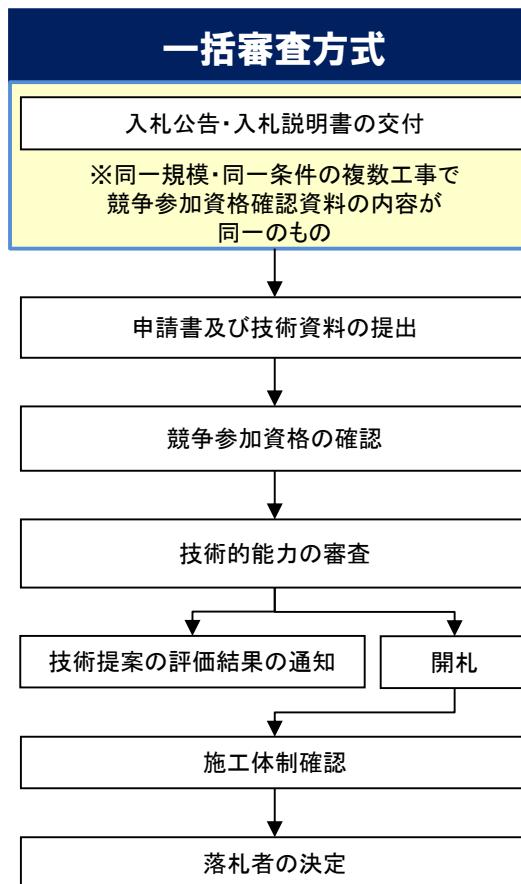
$$= 15.5 \text{者} \rightarrow 16 \text{者}$$

⑥-6 一括審査方式(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】

受発注者双方の事務負担の低減を図るため、同一時期に調達を行う「同一規模」、「同一条件」の複数工事について、競争参加資格確認資料の内容を同一のものとし、あらかじめ定めた順番で開札して落札者を決定する。なお、申請できる配置予定技術者は1名とする。



【適用条件】

以下の条件をすべて(施工能力評価型Ⅱ型※では①～⑥まで)満たす2以上の工事とする。なお、適用にあたっては、競争性の確保に十分留意が必要。

- ①支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官)が同一の工事
- ②工事の目的・内容が同種であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ③業種区分及び等級が同じ工事
- ④施工地域が近接する工事(①が同じ地域内とする)
- ⑤入札契約手続きのスケジュールを同一に行うこととしている工事
- ⑥複数の競争参加者が見込まれる工事
- ⑦施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ⑧工事技術的難易度評価表の大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

※施工能力評価型Ⅱ型での適用

- ・施工能力評価型Ⅰ型の対象工事のうち、次のイ)及びロ)の条件(港湾空港関係においてはロ)の条件)を満たすことから、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続きを実施する工事において適用可。
 - イ)1件につき予定価格が3億円未満の工事
 - ロ)施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

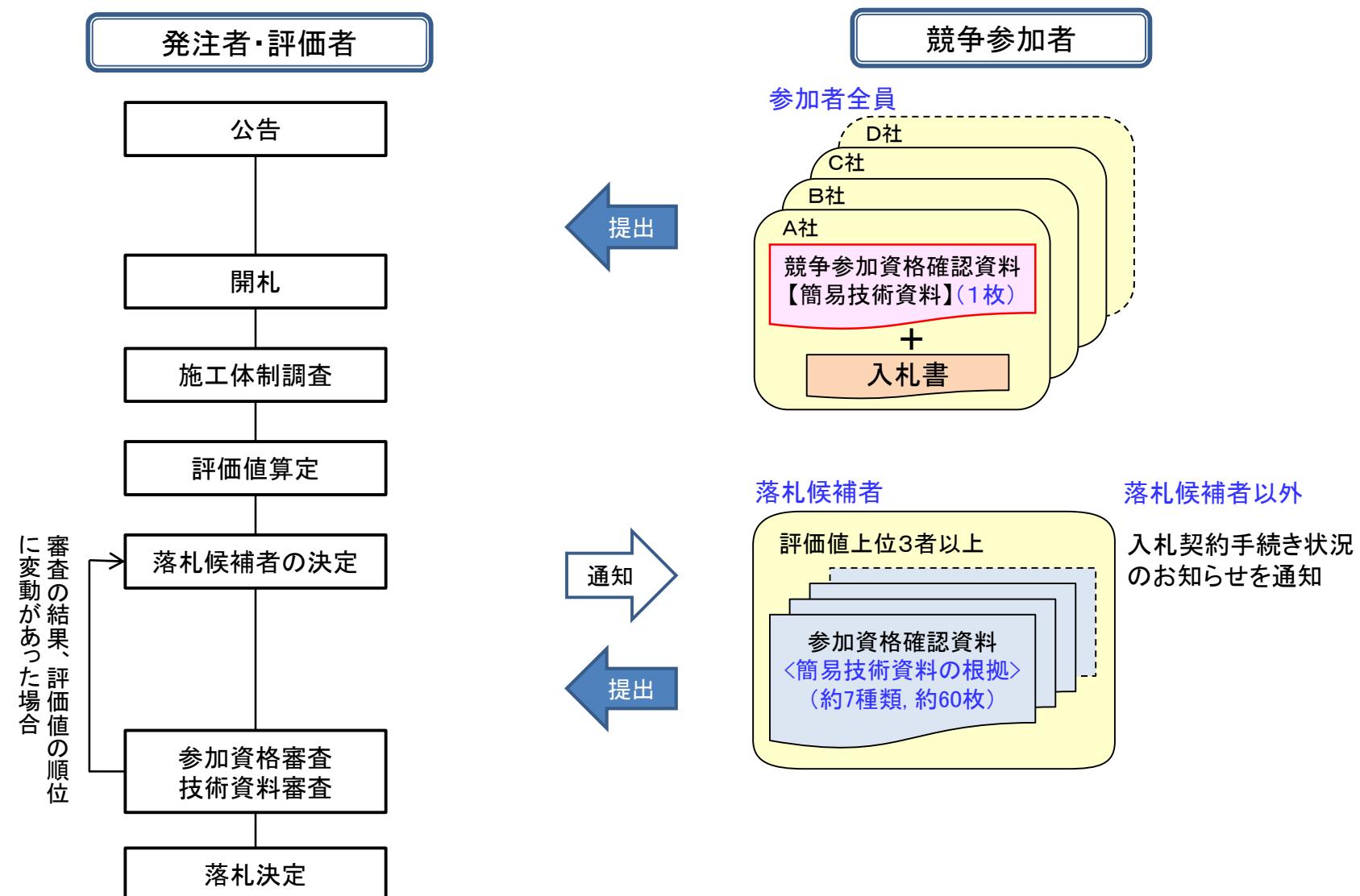
3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑥-7 簡易確認型(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】

入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。



⑥-8 技術提案簡易評価型(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

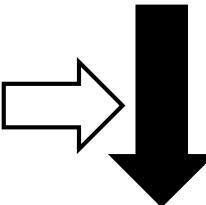
【概要】 受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。

【対象工事】 ○総合評価タイプ:技術提案評価型S型(WTO以外・WTO対象)

【入札説明書】

○提案項目数※は、5項目提案するものとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
○加点評価対象は番号1から5の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した提案項目又は通し番号の記載がない提案項目については履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)は負うものとする。なお、5項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。 ※原則5項目とする。

～改正品確法第15条第2項～
技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する
者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。



○提案項目数※は、3項目提案するものとし、記載の順に1から3までの通し番号を付けること。
○加点評価対象は番号1から3の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した提案項目又は通し番号の記載がない提案項目については履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)は負うものとする。なお、3項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。 ※原則3項目とする。

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑥-9 技術提案・交渉方式(生産性向上、技術力の向上(企業の技術力活用))

《継続》

【概要】

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式。

品確法第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。

1. 適用工事の考え方を明記

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例:国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例:構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2. 契約タイプとして3つの類型から選定

1) 設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

2) 技術協力・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

3) 設計交渉・施工タイプ

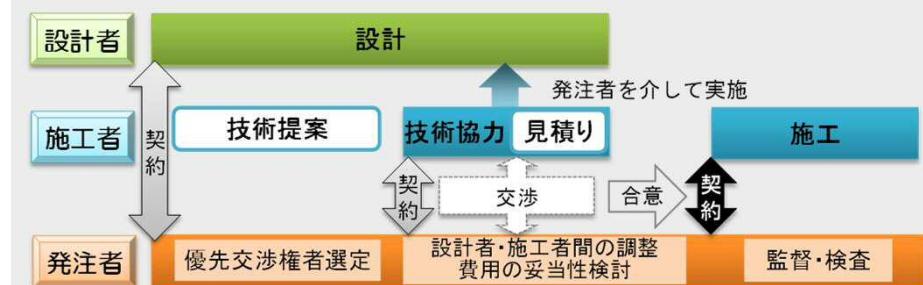
⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い施工の契約を締結

各契約タイプにおける手続の流れ

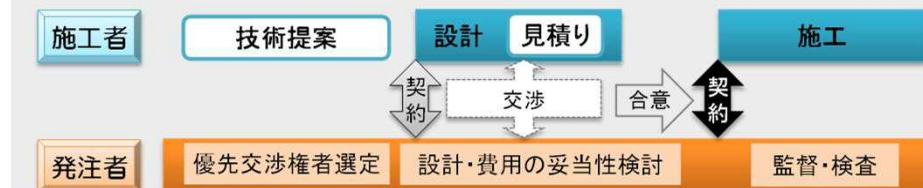
1) 設計・施工一括タイプ



2) 技術協力・施工タイプ



3) 設計交渉・施工タイプ



3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦ 多様な総合評価型式の取組

《見直し》

担い手の中長期的な育成・確保の促進

評価型式	取組の概要	R4年度 実施方針(案)
⑦-1 若手技術者活用評価型 (平成25年度～ <u>令和4年度一部見直し</u>)	<ul style="list-style-type: none"> 35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として、将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく経験を積んでもらう方式。 	見直し (適用件数拡大)
⑦-2 自治体実績チャレンジ型 (旧:自治体実績評価型) (平成25年度～ <u>令和4年度一部見直し</u>)	<ul style="list-style-type: none"> 地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績・表彰により評価できる方式。 	見直し
⑦-3 技術者育成型 (平成26年度～ 平成31年度一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術者の技術力の向上につなげてもらう方式。 対象工事の工事種別:一般土木・鋼橋上部・PC工事、施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型、技術提案評価型S型 	継続 (適用件数拡大)
⑦-4 技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 地方整備局発注工事の受注実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式。 工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」等を評価。 技術提案の「簡易な施工計画」等を3段階で評価。 	継続
⑦-5 特定専門工事審査型 (平成20度～)	<ul style="list-style-type: none"> 特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事(法面処理工、杭基礎工、地盤改良工)において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力も評価する方式。 	継続

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦ 多様な総合評価型式の取組

《見直し》

災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮

評価型式	取組の概要	R4年度 実施方針(案)
⑦-6 地域防災担い手確保型 (平成26年度～ 令和2年度一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。 (災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価) 	継続

建設現場におけるイノベーションの推進、生産性向上

評価形式	取組の概要	R4年度 実施方針(案)
⑦-7 新技術導入促進型 (平成29年度～)	<p>【新技術導入促進Ⅰ型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者が指定するテーマについての実用段階にある新技術(Ⅰ型)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。 <p>【新技術導入促進Ⅱ型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者が指定するテーマについての実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術(Ⅱ型)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。 	継続

発注者間の連携強化

評価型式	取組の概要	R4年度 実施方針(案)
工事成績相互利用型 (平成28年度～ 令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> 国(官庁営繕関係)の「工事成績評定要領」に基づき評定点を算出・登録した工事成績相互利用登録機関※の工事成績データを活用する方式。 <p>※工事成績相互利用登録機関 衆議院、参議院、最高裁判所、国立国会図書館、内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省 等</p>	標準化

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦ 多様な総合評価型式の取組

《継続》

不調・不落対策

評価型式	取組の概要	R4年度 実施方針(案)
⑦-8 地域防災実績評価型 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none">災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。	継続
⑦-9 実績評価型 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none">公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績（民間工事を含む）と災害活動実績について評価する方式。	継続

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

(7)-1 若手技術者活用評価型(担い手の中長期的な育成・確保)

《見直し》

- 【目的】**
1. 若手技術者の活用を促す方式
 2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式

- 【概要】**
1. 若手技術者の活用 : 主任（監理）技術者以外に35歳以下の若手技術者を配置及び有資格者※1を評価対象
(※1 主任技術者又は監理技術者となりえる国家資格)
 2. 工事成績 : 都県・政令指定都市の工事成績※2も評価対象にできる
(※2 「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」、「橋梁補修」の4工事種別を対象)
 3. 優良工事表彰の評価 : 評価対象としない。
 4. 配置予定技術者の技術力 : 若手技術者の育成指導を評価

【対象工事】 ○工事種別：全て ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む) ○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

【配点表】

◎:必須 ○:選択

企 業 の 技 術 力	評価項目		標準タイプ		地域密着工事型	
	同種工事の施工実績	5点	◎	2点	○	
	工事成績	5点	◎	3点	◎	
	若手技術者の活用	3点	◎	3点	◎	
	若手技術者の資格	2点	◎	2点	◎	
地域精通度・ 地域貢献度	①近隣の施工実績	—	—	2点	◎	
	②緊急時の施工体制	—	—	2点	◎	
	③災害協定の有無	—	—	2点	◎	
	④災害活動実績の有無	—	—	2点	◎	
自由設定項目	①工事成績優秀企業認定 ②優良下請企業の活用 ③新技術の活用 ④ICT施工技術の活用 ⑤ISO認証取得状況 ⑥難工事施工実績 ⑦難工事功労表彰等 ⑧登録基幹技能者の活用 ⑨BCPの認定 ⑩手持ち工事量 ⑪週休2日施工実績 ⑫女性技術者の活用 ⑬自由項目		5点	○ (⑥,⑦は ◎)	2or4点	○ (⑥,⑦は ◎)
計		20点		20点		

配置 予定 技術 者 の 技 術 力	評価項目		標準タイプ		地域密着工事型	
	同種工事の工事経験	5点 《2点》※1	◎	5点 《2点》※1	◎	
	同種工事の工事成績	6点 《3点》※1	◎	6点 《3点》※1	◎	
	優秀工事技術者表彰	3点 《2点》※1	◎	3点 《2点》※1	◎	
	若手技術者の育成指導	2点 《1点》※1	◎	2点 《1点》※1	◎	
	自由設定項目	4点 《2点》※1	○	4点 《2点》※1	○	
計			20点 《10点》※1		20点 《10点》※1	

※1 「配置予定技術者の技術力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする。

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦-2 自治体実績チャレンジ型(担い手の中長期的な育成・確保)

《見直し》

- 【目的】**
1. 国の工事成績を持たない地元企業の競争参加を促す方式
 2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式

- 【概要】**
1. 工事成績の評価 :「企業」及び「技術者」において、国成績と都県・政令指定都市の工事成績を同等に評価
 2. 表彰の評価 :「企業」の優良工事表彰及び「技術者」の優秀工事技術者表彰において、
国表彰と都県・政令指定都市の表彰を同等に評価
 3. 地域貢献度の評価:「災害協定の有無」及び「災害活動実績の有無」において、
国の実績と都県・政令指定都市の実績を同等に評価

- 【対象工事】** ○工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕、橋梁補修 ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
 ○施工能力評価型 I型・II型

【配点表】

評価項目		評価点	選択
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点	◎
	工事成績 (都県・政令市の成績も評価)	6点	◎
	優良工事表彰 (都県・政令市の表彰も評価)	5点	◎
	本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量	4点	◎
	地域精通度・ 地域貢献度	①近隣の施工実績 ②緊急時の施工体制 ③災害協定の有無※1 ④災害活動実績の有無※2 ⑤災害時の基礎的事業継続力の認定の有無	2点 2点 2点 2点 2点
計		30点	

評価項目		評価点	選択
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験	3点	◎
	同種工事の工事成績 (都県・政令市の成績も評価)	3点	◎
	優秀工事技術者表彰 (都県・政令市の表彰も評価)	2点	◎
	自由設定項目 ①資格 ②過去の同種工事経験 ③CPD取組状況 ④自由項目	2点	○
	計	10点	

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。

※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績と同等に評価する。

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦-3 技術者育成型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

【目的】 公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者の育成・確保を図るための方式

【概要】	【技術提案】（技術提案評価型S型（WTO）） ○工事全般の施工計画において「40歳以下の主任（監理）技術者を配置する場合の技術者育成の取り組み」に関する技術提案を求める。 【「配置予定技術者の技術力」の評価に下記評価項目を追加
	1. 40歳以下の主任（監理）技術者の配置の有無【必須】【6点（施工能力評価型I型、II型）】【5点（技術提案評価型S型（WTO以外））】 40歳以下の主任（監理）技術者を配置する場合に評価
	2. 「継続教育（CPD）の受講履歴及び推奨単位の取得の有無」又は「配置予定技術者の社内研修会等への参加の有無」【必須】【2点】 「過去1年以内のCPDの受講履歴及び推奨単位以上の取得がある場合」又は「現在所属している会社の社内研修会等に参加したことがある場合」に評価
	3. 本工事における定期的な実務指導の実施の有無【必須】【6点（施工能力評価型I型、II型）】【5点（技術提案評価型S型（WTO以外））】 本工事に従事する技術者（現場代理人、主任（監理）技術者、担当技術者等）以外の技術者が定期的に「安全管理」、「工程管理」、「品質管理」に関する実務指導を実施する場合に評価

【対象工事】 ○工事種別：一般土木、鋼橋上部、PC工事 ○施工能力評価型I型・II型、技術提案評価型S型

【配点表】（施工能力評価型I型・II型）

評価項目		標準タイプ		地域密着工事型	
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点	◎	2点	○
	工事実績	6点	◎	4点	○
	優良工事表彰	3点	◎	3点	○
	地域精通度・ 地域貢献度 ①近隣の施工実績	—	—	2点	○
	②緊急時の施工体制	—	—	2点	○
	③災害協定の有無	—	—	2点	○
	④災害活動実績の有無	—	—	2点	○
	⑤工事成績優秀企業認定 ⑥優良下請企業の活用 ⑦新技術の活用 ⑧ICT施工技術の活用 ⑨ISO認証取得状況 ⑩難工事施工実績 ⑪難工事功労表彰等 ⑫登録基幹技能者の活用 ⑬BCPの認定 ⑭手持ち工事量 ⑮週休2日施工実績 ⑯女性技術者の活用 ⑰自由項目	6点	○ (⑥,⑦は◎)	3or5点	○ (⑥,⑦は◎)
	計	20点		20点	
	40歳以下の主任（監理）技術者の配置	6点	◎	6点	○
配置予定技術者の技術力	CPDの取組状況又は社内研修会等の参加	2点	◎	2点	○
	定期的な実務指導の実施	6点	◎	6点	○
	①資格（最大2点まで可） ②過去の同種工事経験（最大2点まで可） ③難工事施工実績 ④難工事功労表彰 ⑤自由項目（最大2点まで可）	6点	○ (③,④は◎)	6点	○ (③,④は◎)
	計	20点		20点	

（技術提案評価型S型）

評価項目		S型(WTO以外)		S型(WTO)	
技術提案	施工計画	30点 (15点)	◎ 原則1項目 ()は2項目設定した場合	◎ 原則1項目 ()は2項目設定した場合	
	ヒアリング	※	○		
	VE提案等	総合的なコスト縮減等			
	工事全般の施工計画	・施工上配慮すべき事項等の技術的所見 ・技術者育成の取り組み			
	ヒアリング	当該工事の理解度・取組姿勢等※必要に応じて			
企業の技術力	同種工事の施工実績	4点	◎	◎ 原則1項目 ()は2項目設定した場合	
	工事実績	4点	◎		
	優良工事表彰	2点	◎		
	自由設定項目	5点	○		
	計	15点			
配置予定技術者の技術力	40歳以下の主任（監理）技術者の配置	5点	◎	◎ 原則1項目 ()は2項目設定した場合	
	CPDの取組状況又は社内研修会等の参加	2点	◎		
	定期的な実務指導の実施	5点	◎		
	①資格 ②過去の同種工事経験 ③難工事施工実績 ④難工事功労表彰 ⑤自由項目	3点	○ (③,④は◎)		
	計	15点			
合計		60点		60点	

* S型(WTO)の段階選抜方式（一般土木）の場合、一次審査の項目設定は、S型(WTO以外)の「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」の評価項目を基本とする。

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

(7)-4 技術提案チャレンジ型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

【目的】 地方整備局発注工事の受注実績が無い（少ない）が、技術力のある企業の競争参加を促す方式

【概要】 工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め、「施工上配慮すべき事項」を評価

○評価項目：技術提案(簡易な施工計画)(3段階評価: III(16)、II(8)、I(0)、欠格)

III(16)：適切かつ具体的な施工計画である。 II(8)：適切かつ具体的と標準的な施工計画の中間の施工計画である。

I(0)：標準的な施工計画である。 欠格：関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案であるもの。

- ・工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者の示す設計図書の通りに施工する上での配慮すべき事項「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣を付け評価。

- ・「本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量」を評価対象とする。

- ・「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。

○評価方法：提案項目は3項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうか評価する。

【対象工事】 ○工事種別：全て ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)

【配点表】

項目	細目	評価項目例	評価点
①技術提案	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	16点
	手持ち工事量	発注工事に対応する手持ち工事量	4点
②企業の技術力	—	—	—
③配置予定技術者の技術力	—	—	—
計			20点

○発注工時に対応する工事種別の手持ち工事量

本発注工事に対応する手持ち工事量 関東地方整備局における本発注工事の工事種別の手持ち工事量比率を評価 ※手持ち工事量比率=発注年度受注額÷過去3年間の平均受注額	手持ち工事量比率0.5未満又は発注年度の受注額が0	4点
	手持ち工事量比率0.5以上1.0未満	2点
	手持ち工事量比率1.0以上又は過去3年間の平均受注額が0 (ただし、発注年度受注額が0の場合を除く)	0点

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦-5 特定専門工事審査型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

【目的】 特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事（法面処理工、杭基礎工、地盤改良工）において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力を評価する方式。

- 【概要】**
1. 技術提案 : 特定専門工事に係わる技術提案を求める。【15点】
 2. 企業の技術力 : 特定専門工事業者の過去15年間の施工実績【2点】
 3. 配置予定技術者の技術力 : 特定専門工事業者の配置予定技術者の過去15年間の施工経験【2点】

【対象工事】 ○対象工事：法面処理工、杭基礎工、地盤改良工のいずれかを含む専門工事（特定専門工事）が、工事全体に占める重要度が高い工事
○技術提案評価型S型（WTO以外）

【配点表】

◎: 必須 ○: 選択

技術提案	評価項目		技術提案評価型S型			配置予定技術者の技術力	評価項目		技術提案評価型S型			
	施工計画	工程管理に係わる技術的所見等	30点	15点	◎		同種工事の工事経験	15点	4点	◎		
ヒアリング	特定専門工事の技術提案			15点	◎		同種工事の工事成績		4点	◎		
	配置予定技術者のヒアリング※必要に応じて実施	※		※	◎		優秀工事技術者表彰		3点	◎		
	自由設定項目			4点	◎		自由設定項目		①資格			
企業の技術力	同種工事の施工実績		15点	4点	◎		②過去の同種工事経験		②過去の同種工事経験			
	工事成績			4点	◎		③CPD取組状況		③CPD取組状況			
	優良工事表彰等			2点	◎		④難工事施工実績		④難工事施工実績			
	自由設定項目	①工事成績優秀企業認定 ②優良下請企業の活用 ③新技術の活用 ④ICT施工技術の活用 ⑤ISO認証取得状況 ⑥難工事施工実績 ⑦難工事功労表彰等 ⑧登録基幹技能者の活用 ⑨BCPの認定 ⑩手持ち工事量 ⑪週休2日施工実績 ⑫特定専門工事業者の施工実績【必須:2点】 ⑬自由項目		5点	○		⑤難工事功労表彰等 ⑥特定専門工事業者の配置予定技術者の工事経験【必須:2点】 ④自由項目		合計4点	○		
							合計		60点			

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦-6 地域防災担い手確保型(災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮)

《継続》

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式

【概要】 「企業の技術力」の「地域精通度・地域貢献度」のみを評価する。

「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。

1. 緊急時の施工体制【3点】 「施工都県内」もしくは「半径○km圏内の市町村等」での本店の有無を評価
2. 災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無【3点】 関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無を評価
3. 災害協定の有無【4点】 施工都県内に本店・支店・営業所を有する企業における、行政機関等との災害協定の有無を評価
4. 災害協定に基づく活動実績の有無【最大18点】 過去5年間の行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無を評価
5. 「本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量」を評価対象とする。【2点】

【対象工事】 ○工事種別：全て ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)

【配点表】

項目	細目	評価項目例	評価基準	満点	評価点
(1) 企業の 技術力	地域精通度 地域貢献度	①緊急時の施工体制	施工都県内（半径○km圏内の市区町村）に本店がある その他	3 0 3 0 4 2 0	6
		②災害時の基礎的事業継続力（BCP）認定	認定あり 認定なし	30	4 最大18点 ※1 各項目3回までの累計により加点可能
		③災害協定の有無	「発注事務所」と締結した協定あり 「関東地整本局」と締結した災害協定（都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部等）及び「関東地整各事務所」、「国の機関」、「地方公共団体」、「特殊法人」等と締結した災害協定あり 協定なし	4	4
		④災害活動実績の有無	a)施工都県内において、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 b)施工都県内において、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」と締結した災害協定に基づく支援等 ^{※2} の実績あり。 施工都県内において実施された支援等 ^{※2} の実績により、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 c)施工都県内において、国の機関（「関東地方整備局（本局及び発注事務所）」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」または支援等 ^{※2} の実績あり。 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」又は支援等 ^{※2} の実績により、関東地方整備局（各事務所）（「発注事務所」を除く。）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 d) ^{※3} 施工都県内に本店（本社）が所在し、「関東地方整備局（本局または各事務所）と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」又は支援等 ^{※1} の実績あり。 施工都県内に本店（本社）が所在し、「緊急復旧工事」又は支援等 ^{※3} の実績により関東地方整備局（本局または各事務所）から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする。 e)実績なし	4 0	2
		⑤本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量 関東地方整備局における本発注工事の工事種別の手持ち工事量比率を評価 ※手持ち工事量比率 = 発注年度受注額 ÷ 過去 3 年間の平均受注額	手持ち工事量比率1.0未満又は発注年度の受注が無い 手持ち工事量比率1.0以上又は過去 3 年間の平均受注額が無く、発注年度の受注がある場合	30	0
(2) 配置予定 技術者の 技術力	—	—	—	—	—
合計				30	

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦-7-1 新技術導入促進型 I 型(建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上)

《継続》

【目的】 発注者が指定するテーマについての実用段階にある新技術（I型）を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。

【概要】 <施工能力評価型 I 型>

○発注者が指定するテーマに関する実用段階にある新技術を対象に、NETIS登録の新技術を競争参加者が事前に申請。

○活用すると申請したにも拘わらず、受注者の責により履行されていないと判断された場合は、工事成績評定を3点減点する。

<技術提案評価型S型>

○発注者が指定するテーマに関する新技術の提案を求める。

【対象工事】 ○工事種別：全て

○新技術導入促進（I）型 … 施工能力評価型 I 型、II 型、技術提案評価型 S 型

【配点表】 (施工能力評価型 I 型・II 型)

項目	細目	評価項目	施工能力評価型 (標準タイプ)			施工能力評価型 (地域密着工事型)				
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択		
施工計画	簡単な施工計画		可・不可(欠格) ※施工能力 I 型のみ	◎		可・不可(欠格) ※施工能力 I 型のみ	◎			
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	5点	◎		2点	○			
		工事成績 (都県・政令市の成績も評価可能)※3	6点	◎	4点	◎				
		新技術の導入促進 ※発注者が指定するテーマ	3点	◎	3点	◎				
	地域精通度・地域貢献度	近隣の施工実績	20点	5点	◎	2点	○			
		緊急時の施工体制		6点	◎	4点	◎			
		災害協定の有無		3点	◎	3点	◎			
		災害活動実績の有無		2点	◎	2点	◎			
	自由設定項目	技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用	20点	2点	◎	2点	◎			
		自由設定項目	6点	○	3点	◎				
					3or5点	○				
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	20点	6点 『3点』※4	◎	6点 『3点』※4	◎			
		同種工事の工事成績 (都県・政令市の成績も評価可能)※3		6点 『3点』※4	◎	6点 『3点』※4	◎			
		優秀工事技術者表彰 (都県・政令市の表彰も評価可能)※3	『10点』※4	4点 『2点』※4	◎	4点 『2点』※4	◎			
		自由設定項目	4点 『2点』※4	○	4点 『2点』※4	○				
	自由設定項目	自由設定項目	4点 『2点』※4	○	4点 『2点』※4	○				
合計			40点 『30点』※4			40点 『30点』※4				

【配点表】 (技術提案評価型S型)

項目	細目	評価項目	技術提案評価型S型 (WTO以外)			技術提案評価型S型 (WTO)			
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	
	施工計画	工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に係わる技術的所見、施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項。 (提案数5項目のうち、○※項目は指定するテーマに関する、新技術の提案を求める)※項目数は工事毎に設定	30点	30点 (15)※1	◎				
技術提案	VE提案等の技術提案	総合的なコスト、性能、機能、社会要請、施工計画。				30点	30点 (15)※1	○	
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見。 (提案数5項目のうち、○※項目は指定するテーマに関する、新技術の提案を求める)※項目数は工事毎に設定				30点 [60]※2	30点 [60]※2	◎	
	ヒアリング	※必要に応じて実施					※		○
	企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績 工事成績 優良工事表彰	4点	◎		4点	◎	
自由設定項目		技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用	2点	◎		2点	◎		
自由設定項目		自由設定項目	同種工事の工事経験 同種工事の工事成績 優秀工事技術者表彰	5点	○		4点	○	
配置予定技術者の技術力		配置予定技術者の能力	自由設定項目	4点	○		4点	○	
		合計	15点			60点		60点	

※1 評価項目を2項目設定した場合は()書きの点数とする

※2 VE提案等の技術提案を省略した場合は[]書きの点数とする

技術提案評価型S型(WTO)の場合、「工事全般の施工計画」に加え「VE提案等の技術提案」にも新技術の提案を求めることが可能。また「VE提案等の技術提案」のみで新技術の提案を求めることが可能。

※3 都県・政令市の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」の3工事種別。

※4 「配置予定技術者の技術力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする。

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦-7-2 新技術導入促進型Ⅱ型(建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上)

《継続》

【目的】 発注者が指定するテーマについての実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術（Ⅱ型）を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。

【概要】 <技術提案評価型S型>

○発注者が指定するテーマに関する実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術（NETIS登録技術でない若しくはNETIS登録申請中の技術でない技術）を競争参加者に提案を求める。

○指定されたテーマについて、実証する技術の内容、現場実証の方法、今後の活用の見通し等を求める。

○評価項目：技術提案(新技術の実証)(3段階評価：Ⅱ(30(15))、I(15(8))、□(不採用))

Ⅱ(30(15))：新規性、有効性、現場実証の実現性、今後の活用の見通しについて、より具体的に認める提案である。

I(15(8))：新規性、有効性、現場実証の実現性、今後の活用の見通しについて、認める提案である。

□(不採用)：新規性、有効性、現場実証の実現性、今後の活用の見通しについて、認められない提案である。

【対象工事】 ○工事種別：全て

○新技術導入促進（Ⅱ）型 … · 技術提案評価型S型

(配点表) (技術提案評価型S型)

◎：必須 ○：選択

項目	細目	評価項目	技術提案評価型S型 (WTO以外)			技術提案評価型S型 (WTO)			項目	細目	評価項目	技術提案評価型S型 (WTO以外)			技術提案評価型S型 (WTO)					
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択				満点	評価点	選択	満点	評価点	選択			
技術提案	施工計画	工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に係わる技術的所見。施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項。	15	15	◎				企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	15	4	◎						
	新技術の実証	指定されたテーマについて、実証する技術の内容、現場実証の方法、今後の活用の見通し。	15	15	◎	30	30	◎			工事成績		4	◎						
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見。				30	30 (15)※1	◎		自由設定項目	優良工事表彰		2	◎						
	ヒアリング	※必要に応じて実施				※		○			技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用		5	○						
配置予定技術者の技術力												15	4	◎						
配置予定技術者の技術力													4	◎						
配置予定技術者の技術力													3	◎						
配置予定技術者の技術力													4	○						
													合 計		60	60				

※1 評価項目を2項目設定した場合は()書きの点数とする

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦-8 地域防災実績評価型

《継続》

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式

【概要】 「企業の技術力」の「災害活動実績」のみを評価する。

「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。

1. 災害協定に基づく活動実績の有無【最大10点】 過去5年間の行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無を評価

【対象工事】 ○工事種別：一般土木工事、維持修繕工事等 ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む) (指名競争)
○施工能力評価型Ⅱ型

【配点表】

項目	細目	評価項目例	評価基準	満点	評価点
(1) 企業の 技術力	地域精通度 地域貢献度	④災害活動実績の有無	a) 施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」又は「関東地方整備局（発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局本局又は関東地方整備局（発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。	5	
			b) 施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」又は「関東地方整備局（発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、又は提供（貸与含む）」又は「緊急パトロール」（以下「支援等」という。）の実績あり。 施工都県内において実施された「支援等」の実績により、「関東地方整備局本局又は関東地方整備局（発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。	3	
			c) 施工都県内において実施された国の機関（「関東地方整備局（本局及び発注事務所）」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績あり。 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績により、関東地方整備局（各事務所）（「発注事務所」を除く。）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。	10	最大10点 ※実績として 申請できる 件数は2件 までとする。
			d) 施工都県内に本店（本社）が所在し、「関東地方整備局本局」又は「関東地方整備局の各事務所」と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績あり。 施工都県内に本店（本社）が所在し、「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績により関東地方整備局本局又は関東地方整備局各事務所から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする。	3	
			e) 実績なし	0	
			合計		10

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦-9 実績評価型

《継続》

【目的】 公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績（民間工事を含む）と災害活動実績について評価する方式

【概要】 「企業の技術力」の「企業の施工能力」及び「災害活動実績」を評価する。

「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。

1. 同種工事の施工実績【8点】 基準日以降に、元請けとして完了した同種工事の施工実績の有無を評価
2. 災害協定に基づく活動実績の有無【最大2点】 過去5年間の行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無を評価

【対象工事】 ○工事種別：建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、機械設備工事等
○施工能力評価型Ⅱ型

○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)（公募型指名競争）

【配点表】

項目	細目	評価項目例	評価基準	満点	評価点
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績（民間工事を含む）	より高い同種性がある	8	実績として申請できる件数は1件までとする。
			高い同種性がある		
			同種性がある		
		災害活動実績	関東地方整備局（事務所を含む）と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。 「緊急復旧工事」の実績により、関東地方整備局（事務所を含む）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。	2	実績として申請できる件数は1件までとする。
			関東地方整備局（事務所を含む）と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、又は提供(貸与含む)」又は「緊急パトロール」(以下「支援等」という。)の実績あり。 「支援等」の実績により、関東地方整備局（事務所を含む）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。	1	
		関東地方整備局管内において実施された国の機関（「関東地方整備局(事務所を含む)」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績あり。 「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績により、関東地方整備局（事務所を含む）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。	1		
		実績なし	0		
合計				10	

4. 維持管理面を重視した工事の品質確保

目 次

- | | | | |
|---|----------------------------------|-------|------|
| ① | 維持修繕工事における取組 | ・・・・・ | P 53 |
| ② | 維持管理付き工事発注方式 | ・・・・・ | P 54 |
| ③ | 参加者の有無を確認する公募手続きによる
施工業者の事前特定 | ・・・・・ | P 55 |
| ④ | 地域維持型JVの活用 | ・・・・・ | P 56 |

4. 維持管理面を重視した工事の品質確保

① 維持修繕工事における取組

《継続》

多様な入札契約制度の導入・活用

目的	取組内容	取組の概要	R4年度 実施方針(案)
受発注者双方の事務負担軽減等	維持工事等の複数年契約 (平成21年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の事務手続きの軽減、コスト縮減を目的に試行。 契約期間は2～3年。 維持工事の複数年契約工事に限り、主任(監理)技術者の専任の緩和(平成24年度～)として、工程上一定の区切りと認められる年度替わり(4月期)に途中交代を可能とする。 (複数年契約工事により配置技術者の拘束期間が長期化となることに伴う、精神的・肉体的負担を途中交代することにより軽減する。) 	継続
維持管理を含めた品質向上	維持管理付き工事発注方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めるなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待。 特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制の確保。 	継続
長寿命化・コスト縮減等	新設舗装の長寿命化に向けた取り組み (平成24年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 整備後一定期間の性能保証を求ることにより、受注者がより丁寧な施工を心がけてもらうことで長寿命化を目指す(補修や違約金等を求めることが目的ではない)。 新たな性能規定方式の導入により、新設舗装の長寿命化を図り、維持管理の効率化、コスト縮減を目指す。 	継続
効率的な事務手続き	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	継続
地域の扱い手確保	地域維持型JVの活用 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 社会资本の維持管理のために必要な工事のうち、除雪、修繕、パトロール、災害応急対応等地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事において活用を検討。 地域における扱い手確保が将来的に困難となるおそれがあり地域維持型建設共同企業体を競争に参加させることで効率的、効果的な対応が見込まれる場合に適用。 <p>※平成24年6月27日 通達による</p>	継続

② 維持管理付き工事発注方式

《継続》

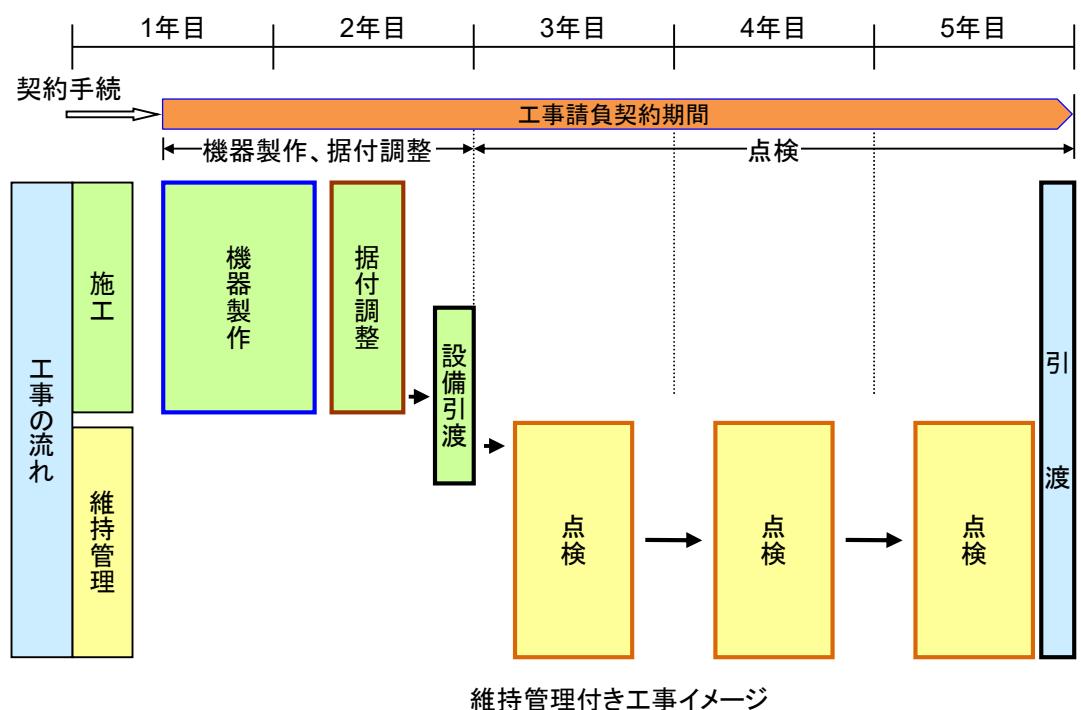
1. 機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めるなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待
2. 特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制を確保

【概要】

○施工(工事:機器製作・据付調整)と維持管理
(役務:点検)を一件の工事請負契約で発注を行う
(5ヶ年国債)

【試行工事】

年度	件数	対象施設	工期
H23	1	ダム管理用制御処理設備	H23.9～H28.3
H25	1	ダム管理用制御処理設備	H26.2～H30.3
H27	1	ダム管理用制御処理設備	H28.2～H32.3



維持管理付き工事イメージ

(3) 参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定

《継続》

【背景】

1. 揚排水ポンプ設備は国民の生命財産を守る社会資本として機能維持が重要。
また、近年、災害多発や設備高齢化に伴う故障発生リスクが増大。
2. 揚排水ポンプ設備は、各ポンプメーカーのノウハウでシステム構成されていることから、一部機器修繕であってもシステム全体の信頼性に影響し、既設設備の設計思想・ノウハウ等を熟知していなければ、受発注者ともリスクを抱えることとなる。
3. 修繕工事は、全て一般競争入札で行っていたが、ほぼ既設ポンプメーカーの1者応札となっていた。

【概要】

透明性・競争性確保の手続きを踏まえ、迅速で適確な修繕工事の実施体制を円滑に確保することを目的に以下を試行する。

- 対象：中大型揚排水ポンプ設備等の修繕工事（年月点検業務は対象外）
手順：
①既設メーカーの体制確認の上、ポンプ設備毎の特定予定者決定
②参加者の有無を確認する公募手続
③ポンプ設備毎の特定事業者確定（1年度内限り有効）
※ここまで年度当初までに処理
④以降、修繕工事発注時、該当する特定事業者と特命随意契約実施

④ 地域維持型JVの活用

《継続》

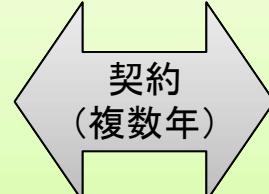
地域維持型契約方式の活用(入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用
 (社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化
 (除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ
 (道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ
 (A工区 + B工区)



(従来の担い手)

地域の
 ○単体企業
 ○経常建設共同企業体 等

(制度の新設)

○地域維持型建設共同企業体

地域維持型建設共同企業体 (地域維持型共同企業体の取扱いについて(H24.6.27)、地域維持型共同企業体の運用について(H24.6.27))

① 性格

地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体

② 工事の種類・規模

社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実地する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)

③ 構成員(数、組合せ、資格)

- ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保出来る数(当面は10社を上限)
- ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
- ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる

④ 技術者要件

通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和

⑤ 登録

単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

5. 実施方針の適用時期

目 次

①-1 実施方針の適用時期

《継続》

■実施方針の適用時期（公告日が8月1日以降のもの）

- ①新年度実施方針の導入時期
- ②工事成績
- ③表彰関係

} 切替日:8月1日

なお、工事実績に関連する部分の切替日は4月1日とする。

※詳細は次ページ

■入札説明書の改定時期

入札説明書の改定を年1回（8月1日）を基本とする。

なお、工事実績に関連する部分についての切替日は4月1日とする。

※詳細は次ページ

5. 実施方針の適用時期

①-2 実施方針の適用時期

《見直し》

表 総合評価落札方式に係る主な評価期間

項目	細目	評価項目	適用時期(公告日)	切替後の評価対象期間
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	R4.4.1	H19.4.1 以降
		工事成績	R4.8.1	H31.4.1 から R4.3.31 まで
		優良工事表彰	R4.8.1	R4年度
		優良工事表彰(都県・政令市)	R4.8.1	審査基準日の月以前1年間
		安全管理優良受注者表彰	R4.8.1	R4年度
	地域精通度 地域貢献度	近隣地域での施工実績	R4.4.1	H24.4.1 以降
		災害協定に基づく災害活動実績	R4.4.1	H29.4.1 以降 ※H31.4.1以降の災害活動実績の評価期間は3カ年とする。
	自由設定項目	工事成績優秀企業認定	R4.8.1	R4年度
		優良下請表彰企業の活用	R4.8.1	R4年度
		難工事功労表彰、災害工事功労表彰	R4.8.1	R4年度
		「週休2日確保適用工事」の施工実績	R4.8.1	「取組証」の発行から1年間有効
		技術開発の実績の有無及び新技術の活用	R4.4.1	H24.4.1 以降
		発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量	R4.4.1	R4.4.1 から 公告日までと、H31.4.1 から R4.3.31 まで
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	R4.4.1	H19.4.1 以降
		同種工事の工事成績	R4.8.1	H30.4.1 から R4.3.31 まで
		優秀工事技術者表彰	R4.8.1	R1年度 から R4年度
		優秀工事技術者表彰(都県・政令市)	R4.8.1	審査基準日の月以前4年間
	自由設定項目	難工事功労表彰	R4.8.1	R1年度 から R4年度
		過去の同種工事の工事経験	R4.4.1	H19.4.1 以降